

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	桐生水質浄化センター
所在地	桐生市広沢町7丁目5005番地
所管部局・課	県土整備部 下水環境課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

下水道法第25条の2、群馬県流域下水道条例

2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 〔下水の適正な処理による公共用水域の水質保全〕 桐生市の下水処理場として昭和60年に供用開始した後、広域的な活用の観点から隣接町村の下水受け入れについて関係市町の同意を得、平成7年度に流域下水道として県移管された。現在、桐生市及びみどり市(旧4市町村)の下水処理を広域的に行う施設として供用されている。</p> <p>(2) 設置当初の状況 昭和56年度に桐生市の公共下水道として事業着手され、昭和60年度に供用開始された。 平成2年度に関係市町村から県あてに流域化の陳情がなされ、下水道法及び都市計画法の事業認可を経て平成7年度に県に移管された。 維持管理費の負担に関する覚書を県及び関係市町村間で締結した。 下水道をとりまく問題について審議するため、県知事及び関係市長による連絡協議会を設置した。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 地方自治体の厳しい財政状況において下水道事業のコスト縮減を図るため、下水道の維持修繕等について包括的な民間委託を推進する旨の閣議決定がなされた(平成15年)。 県においては、行政システム大綱「公社・事業団改革」による下水道公社の廃止が決定され、それに合わせて平成20年度から流域下水道の維持管理に包括的民間委託を導入した。 桐生水質浄化センターは、全体計画のうち3/5.5の施設が供用開始されている。今後の流入量増加の見込みに基づき、施設の増設の検討を進めていく。</p>
--

3 施設の概要

設置年月日	昭和60年4月 供用開始、平成7年4月 県移管(流域化)
敷地面積(所有者)	桐生水質浄化センター及びポンプ場 4.4ヘクタール(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	桐生水質浄化センター及びポンプ場(7,690平方メートル)
建設費	24,093百万円(平成28年度まで)

4 施設における実施事業

下水処理 現有施設水処理能力 36,900立方メートル/日最大 (平成28年度末時点処理人口 46,502人)

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳 入 (1)	485,479	457,885	444,643	467,100	428,495
関係自治体からの負担金他	485,479	457,885	444,643	467,100	428,495
歳 出 (2)	485,479	433,645	429,896	448,483	428,495
職員	35,696	37,302	37,909	38,016	38,739
消耗品費	347	281	319	216	583
修繕費	64,502	43,448	26,233	55,453	56,693
委託費	379,930	348,303	361,281	349,897	328,487
手数料	2,645	2,217	2,146	2,611	2,299
工事請負費	0	0	0	0	0
その他	2,359	2,094	2,008	2,290	1,694
歳入・歳出の差額 (1)-(2)	0	24,240	14,747	18,617	0
歳入・歳出の主な増減理由	<ul style="list-style-type: none"> ・H28維持管理費の精算額が少なかったため、調整を行った事による歳入減。 ・H26から臨時職員廃止による人件費の歳出減少。 ・周期的な修繕業務が無かったため、H28修繕費の歳出減少。 ・電気代の減少にともなう委託費の歳出減少。 				

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	4	4	4	4	4
合 計	4	4	4	4	4

7 施設利用の状況

区 分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
下水処理量(立方メートル/年)	6,607,498	6,401,597	6,367,823	6,168,232	6,187,144

※ 見込み数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法の方向性

区 分	検討結果・理由等
施設の必要性	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 県の施設としてこのまま存続 <input type="checkbox"/> 県の施設として事業規模等を縮小して存続 <input type="checkbox"/> 市町村に移管・譲渡 <input type="checkbox"/> 民営化・民間譲渡 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 </p> <p> ・ 公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全のという下水道法の目的や、広域的に効率的な污水处理を行う観点から、流域下水道の施設の設置及びその運営が必要である。 ・ 下水道法第25条の10の規定により、流域下水道の設置、維持その他の管理は都道府県が行うと規程されている。 </p>

指定 管理 者 制 度	<input type="checkbox"/> 県直営 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度導入 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道公社解散にともない、平成20年度より包括的民間委託を導入している。 ・ 下水処理場等の維持管理における包括的民間委託とは、下水処理サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うための方式であり、①性能発注方式であること（当県では、入札業者の技術力と価格を総合的に判断する、「条件付一般競争入札の総合評価落札方式」により委託業者を選定。）、に加え、②複数年契約であること（本県では3カ年契約）、を基本的な要素とする。 ・ 包括的民間委託の導入により、管理運営コストの削減に繋がっている。
業 務 等 の 見 直 し	<input type="checkbox"/> 見直しの検討が必要なものがある <input checked="" type="checkbox"/> 当面見直しの必要はない <ul style="list-style-type: none"> ・ コスト削減の一環として平成20年度から包括的民間委託を導入し、運転管理のほとんどの部分を包括的民間委託に含めている。包括的民間委託を導入したことにより、一定の業務コストの削減が可能となった。 ・ また、契約期間終了後に、学識経験者等により構成する群馬県流域下水道維持管理包括委託評価委員会からも、人件費などは確実に下がっており、良好な水質が保たれているなど、包括委託を継続すべきとの評価を受けている。 ・ また、設備等の点検や修繕についても、効率的・効果的に行えるよう計画を定め、設備の状態を見極めながら定期的の実施し、コスト縮減を図っている。